

# ●第1章 計画の考え方

## 1 計画改定の背景と趣旨

今日の環境問題は、自動車交通に伴う排出ガスや騒音問題、生活排水による水質汚濁、廃棄物処理などの身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の環境問題に至るまで、広範囲にわたり複雑化、多様化しています。

このような環境問題を解決していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、本県では、平成9年6月に三重県環境基本計画を策定し、「循環」、「共生」、「快適環境創造」、「参加・協働」を基調とした四つの基本目標の達成に向け各種の環境保全施策を進めてきました。

しかし、計画を策定してから7年が経過し、環境問題を取り巻く状況は大きく変化してきています。例えば、観測データの蓄積や科学的知見の充実により、地球温暖化の進行と影響は一層明確化し、その対応が急務となっており、また、有害化学物質による環境汚染の広がりも懸念されています。さらに、循環型社会の形成に向けては、多くの法令等の基盤整備がなされ、今後はこれらの枠組の下での広範な取組が進められようとしています。また、事業者や行政におけるISO14001の認証取得などの自主的な取組の広がりは、今後の環境施策を進める上でますます重要となってきています。

一方では、自動車交通に伴う環境問題や伊勢湾等の閉鎖性水域の水質汚濁などの問題については、なおはかばかしい改善には至っておらず、今後とも環境改善に向けてさらなる努力が必要となっています。

また、環境問題に関しては、環境施策の取組方向については総論として賛成であっても、自らの日常生活や事業活動に何らかの制約が生じる場合が多く、具体的な施策の実施段階において異論などが出されることも多く見られます。21世紀の良好な環境を確保していくためには、最適生産・最適消費・廃棄ゼロを基本とした持続可能な循環型社会に向けた積極的な取組が必要であり、これまでのよう生活の利便性の向上のみを求めていく生活様式を見直すことが必要となっています。また、総合的な環境行政を進めるうえで、県民の積極的な役割がますます重要となっており、県民の参加と協働のもとで環境施策を計画的に進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、「三重県環境基本条例」（以下「基本条例」といいます。）の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」の実現に向け、現行計画の見直しを行い、環境の世紀といわれる21世紀初頭の環境政策の方向を示す新たな三重県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

## 2 計画の位置づけと性格

### (1) 計画の位置づけ

基本計画は、三重県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられるものです。このため、もっぱら環境保全を目的とする計画や施策はもちろんのこと、環境保全を直接の目的としない計画や施策のうち環境保全に関する部分は、基本計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

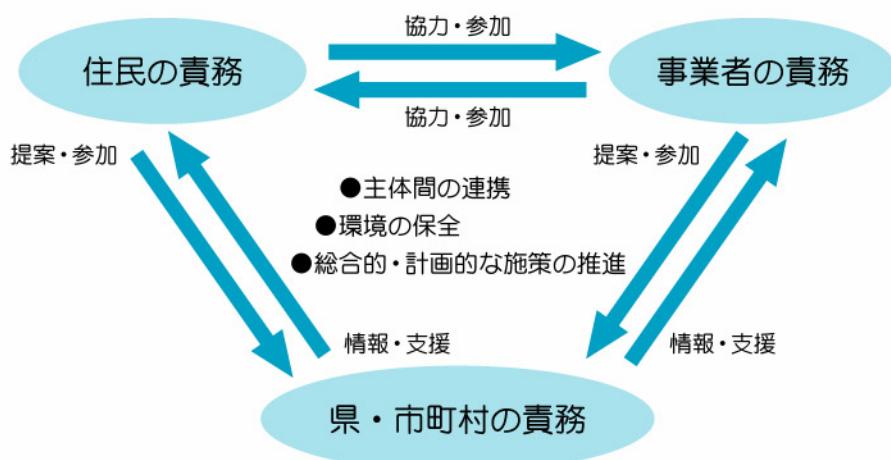
### (2) 計画の性格

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした行政計画です。同時に、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与える、今日の環境問題と深く関わっている住民、事業者や市町村も計画の推進主体として位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を示します。

また、環境問題はその要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その場合、事業者と行政、住民と行政、事業者と住民、あるいは行政内部でも国、県、市町村というように、異なる主体間での連携が重要となります。そのため、基本計画においては、個々の主体間の連携の重要性を明らかにし、主体間の連携の促進を図ります。

基本計画の性格を図示すると図1－1のとおりです。

図1－1 基本計画の性格



## 3 計画の目標年度

基本計画の目標年度は平成22(2010)年度とします。

## 4 計画の構成

基本計画の構成は、図1-2のとあります。

図1-2 基本計画の構成

